社会福祉法人養珠会定款細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人養珠会定款の施行についての細部を定めるために制定する。

(役員の報酬等)

- 第2条 役員及び評議員の費用弁償については、次の基準で行う。
 - ① 理事会に出席するため(交通費を含む) 1回 10,000円
 - ② 評議員会に出席するため(交通費を含む) 1回 10,000円
 - ③ 監査の施行、苦情処理に係る第3者委員の業務その他理事長の要請に応じて法人業務に 従事する場合(交通費を含む) 1日につき20,00円
 - ④ 費用弁償すべきその他の事案 実費相当額

(専決事項)

- 第3条 定款第24条第1項に定める日常の業務として理事長が専決出来る事項は、次のとおりとする。
 - ① 法人が設置経営する施設・事業の運営に関する規程に定める職種であって、定員の範囲内の職員の任免
 - ② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。
 - ③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他 やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響がある ものを除く。
 - ④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。
 - ⑤ 建設工事請負や物品納入の契約のうち次のような軽微なもの。
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
 - 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分
 - ⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄
 - ⑧ 予算上の予備費の支出
 - ⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関すること
 - ⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関すること
 - ⑪ 寄附金の受け入れに関する決定
- 2 第1項の専決事項の金額及び範囲は、経理規程第73条(随意契約)によることが出来る契約に限るものとする。
- (附則) この細則は平成17年3月27日から施行する。
- (附則) この細則は平成17年5月28日から施行する。
- (附則) この細則は平成18年4月1日から施行する。
- (附則) この細則は平成29年6月1日から施行する。